資料４－１

トラブル事象等について

１．前回監視円卓会議以降７月末までに発生したトラブル事象

前回の監視円卓会議（平成 21 年６月４日開催）から 7 月 31 日までの間に、区分IVのトラブル事象が１件発生しております。

なお、区分III以上のトラブル事象はありませんでした。

・７月末までに発生したトラブル事象（概要を添付する。）

事　　象	発生月日	区分
１．減容圧縮機油圧ユニットからの作動油の漏洩	6 月 7 日	IV

※：事象区分の考え方

区分	区分名称	該当する事象
I	緊急通報	緊急時マニュアルで定める緊急事象・異常現象・休業以上の人災に該当する重大事象
II	速やか連絡	北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書で定める排出管理目標値を超過又は超過するおそれのある事象
III	随時連絡	環境への特段の影響はないが、第三者に不安感を与える事象
IV	定期報告	環境への特段の影響がない事象

平成 21 年 6 月に発生したトラブル事象（１／１）

区分Ⅳ

件名	攪拌洗浄装置 減容圧縮機 油圧ユニットからの作動油の漏洩
発生日時	平成 21 年 6 月 7 日(日)　22 時 27 分頃
発生場所	処理棟１階　攪拌洗浄エリア　遮蔽フード内（管理区域レベル３）
環境への影響	なし
PCB 汚染の可能性	なし
概要	・ 22：25 頃、攪拌洗浄槽の内カゴに入った洗浄済の紙素子を真空加熱用カゴに移し替えるため、内カゴをクレーンで減容圧縮機まで自動搬送。 ・ 22：27 頃、減容圧縮機で内カゴを持ち上げた際、油圧ユニットの圧力低下信号により装置が停止したことを中央制御室で確認。 ・ 22：45 頃、運転会社の液処理班員 2 名が攪拌洗浄エリアに入り、油圧ユニット付近に約５リットルの油漏れを発見。また、油圧ユニットオイルタンクのレベル計がゼロ付近まで低下していることを確認。
応急措置	・ 油漏れ発見後、漏洩が停止していることを確認した上で漏洩した作動油の回収を開始し、23 時 45 分頃回収を終了。 ・ 翌 8 日、作動油を補充した後、10 時頃より、圧力計を取り外して閉止プラグを取り付け、減容圧縮機の確認運転を実施し、作動油の漏洩がないことを確認。 ・ 12 時 25 分過ぎ、攪拌洗浄設備の運転を再開。
事象による影響	・ 人への影響：特になし。 ・ 設備への影響：圧力計破損により新品と交換。
発生原因	・ 油圧ユニットが作動すると圧力計に圧力（定格圧力 3.5MPa）がかかり、これが繰り返されることにより、圧力計内の配管が破損して作動油が漏洩し、油圧ユニットの油圧が低下したことによる。
再発防止対策	・ 本圧力計は圧力低下警報用ではなく、油圧ユニットの作動圧を調整するために使用している。そのため、圧力計に元弁を取り付け、必要時のみ元弁を開けて使用することとし、繰り返し圧力による破損を防止する。
水平展開	・ 11 ヶ所の同型圧力計に元弁を取り付け、必要時のみ使用することとし、圧力による破損を防止する。（７月中に完了済み）
連絡・公表の状況	・ 事象区分の判断：作動油にはＰＣＢは含まれておらず、また、漏洩量も５リットルと少量であったため、環境への特段の影響のない事象（区分Ⅳ）と判断した。 ・ 初期連絡：危険物の漏洩であるため、6 月 8 日 8 時 50 分に室蘭市消防本部予防課に電話にて連絡。これにより 9 時 30 分から 10 時 40 分まで予防課による立入調査を受け、12 時 25 分に運転再開を良とする旨連絡を受けた。 ・ 公表：本件は北海道知事と室蘭市長に環境保全協定に基づく報告として 7 月 10 日に報告書を提出した。同日、同報告書を PCB 処理情報センターに配備した。

件名	攪拌洗浄装置 減容圧縮機 油圧ユニットからの作動油の漏洩

図・写真

減容圧縮機全体（製作時）

減容圧縮機　カゴ反転部（製作時）

破損した圧力計

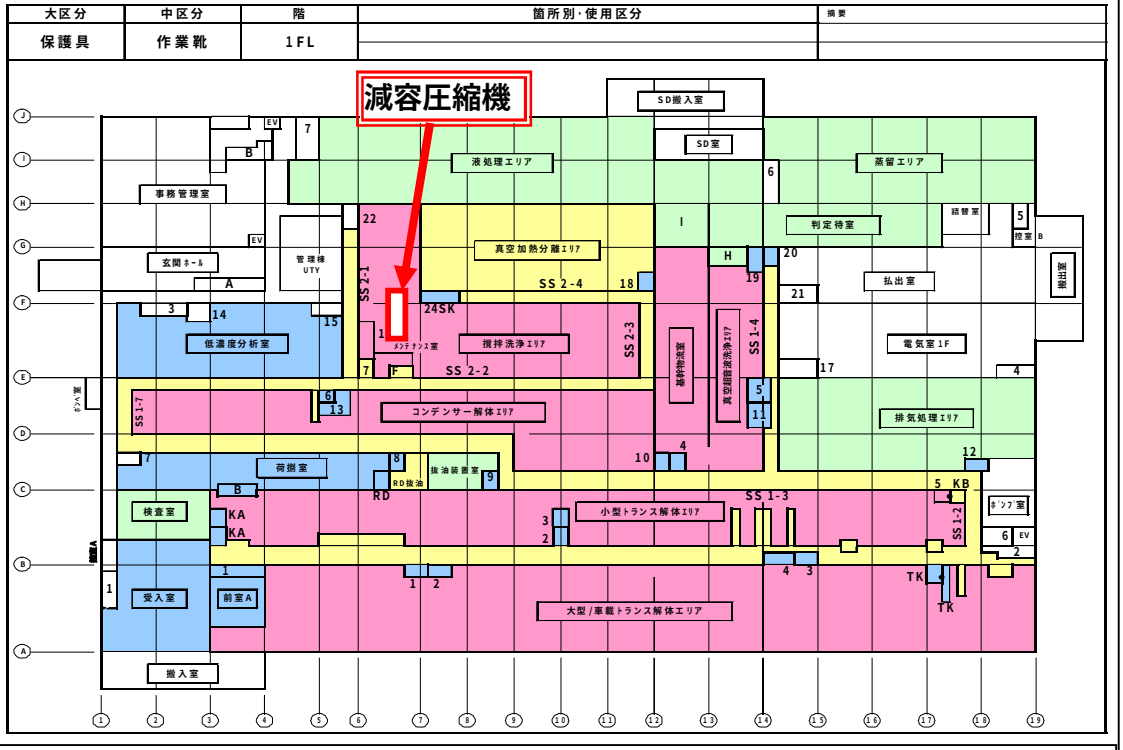

発生場所（１階管理区域図）